

年金受給権者 通知書等送付先・受取機関
・口座名義変更申出書【成年後見人等用】

☐の中に必要事項を記入してください。
※欄は記入しないでください。

34611

(複数の年金受給権をお持ちの方は、この届出により、他の厚生年金についても送付先住所等を変更します。)

個人番号(または基礎年金番号) 9	受取機関を変更する年金 ①受給している全ての年金(他実施機関の厚生年金含む) ②下記年金コードの年金	年金証書記号番号 種別 記号番号 ※区分 枝番 31 -	※給付事由発生日 42 年: 月: 日 5 令
----------------------	----------------------------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------

注1 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。
注2 個人番号(12桁)で届出する場合は裏面の添付書類(身元確認書類)が必要です。

↑①又は②に○印をつけてください。

↑日本私立学校振興・共済事業団の年金証書記号番号を記入してください。

49 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	性別 男 女	フリガナ 受給権者氏名 漢字	提出日 年 月 日 令和
------------------------------------	-----------	-------------------	--------------------

成年後見人等の選任・変更により、下記のとおり送付先住所等を届けます。

34611 01 通知書等送付先住所	郵便番号	フリガナ	68 ト・ドウフ・ケン	76 シン	ク チョウ・マチ・ムラ
	市区町村以降の町名・番地等	フリガナ	100 都道府県	108 市郡	区 町・村
	電話番号(携帯電話可)	(市外局番)	(局番)	(番号)	
		282	287	292	

注 文字数制限により一部省略する可能性があります。

34610 01 受給権者の住民票住所	郵便番号	フリガナ	68 ト・ドウフ・ケン	76 シン	ク チョウ・マチ・ムラ
	市区町村以降の町名・番地等	フリガナ	100 都道府県	108 市郡	区 町・村
	電話番号(携帯電話可)	(市外局番)	(局番)	(番号)	
		282	287	292	

※変更年月日
09 61 年 月 日
5 令

※ 変更後住基更新抑止コード	変更後住基更新理由コード
①...住民基本台帳による住所の更新停止を申出します(通知書等は、後見人等住所へ送付)。	3
0...住民基本台帳による住所の更新を申出します(通知書等は、住民票住所へ送付)。	

34611 02 後見人等氏名	フリガナ	61	※区分	※続柄
	漢字	(氏) 77	149 5	150 97

34610 02 変更後の受取機関	口座名義	カタカナで記入してください	(氏) 61	(名)	金融機関等の証明	
	ゆうちょ銀行以外の金融機関	※金融機関コード	※支店コード	預金種別 1.普通 2.当座 (フリガナ) 91 (フリガナ) 107	口座番号(右詰めで記入)	口座番号・名義等を照合のうえ、金融機関において証明をお願いします。
	ゆうちょ銀行	記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)			
		130	-	135		

送金
143
1

私学事業団
受付年月日

実施機関等
受付年月日

※口座が確認できる通帳のコピーで「金融機関等の証明」に代えることができます。

※これより下欄は記入しないでください。

90	生存	担当者	受付番号	受付年月日	決裁番号	内発
61	62	66	73	80	88	1

提出上の注意	<p>1. 添付書類は、この用紙と一緒に提出してください。</p> <p>2. 他の実施機関において決定している<u>厚生</u>年金がある場合、この届け出により次のとおり変更手続きができます。</p> <table border="1" data-bbox="268 188 1498 315"> <tr> <td>H27.9 以前に受給権が発生した<u>厚生</u>年金</td> <td>それぞれ手続きを行ってください。</td> </tr> <tr> <td>H27.10 以降に受給権が発生した<u>厚生</u>年金</td> <td>希望する他の実施機関(機構や公務員共済)で受給している厚生年金について変更します。(注)</td> </tr> </table> <p>注 私学事業団から他の実施機関に届書を回付します。(処理期間は実施機関により若干異なります。)</p> <p>3. 未記入・誤記入又は添付書類に不備のある場合は返送することがあります。</p>	H27.9 以前に受給権が発生した <u>厚生</u> 年金	それぞれ手続きを行ってください。	H27.10 以降に受給権が発生した <u>厚生</u> 年金	希望する他の実施機関(機構や公務員共済)で受給している厚生年金について変更します。(注)														
H27.9 以前に受給権が発生した <u>厚生</u> 年金	それぞれ手続きを行ってください。																		
H27.10 以降に受給権が発生した <u>厚生</u> 年金	希望する他の実施機関(機構や公務員共済)で受給している厚生年金について変更します。(注)																		
添付書類等	<p>1. 「個人番号(または基礎年金番号)」欄の記入と添付書類の提出について</p> <table border="1" data-bbox="268 472 1498 557"> <tr> <td>個人番号(マイナンバー)を記入する場合</td> <td>下表3.の成年後見人等の身元確認書類をご提出ください。</td> </tr> <tr> <td>基礎年金番号を記入する場合</td> <td>原則不要です。</td> </tr> </table> <p>2. 住民基本台帳ネットワークにて確認がとれない方(例:外国からの帰国者、毎年現況届を提出している方)の添付書類について 個人番号の記載のある住民票をご提出ください。</p> <p>3. 成年後見人等の身元確認書類について</p> <table border="1" data-bbox="268 728 1498 952"> <tr> <td>1点で確認できるもの</td> <td>添付時の注意事項</td> </tr> <tr> <td>運転免許証の両面コピー</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ●届書等提出時に有効期限内であることを確認してください。 ●届書等記載の氏名・住所・生年月日と同じであることを確認してください。 ●顔写真・氏名・住所・生年月日の確認ができる部分のコピーが必要です。 ●文字がはっきりと読み取れるようにコピーしてください。 </td> </tr> <tr> <td>マイナンバーカードのコピー</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳カードのコピー</td> </tr> <tr> <td>パスポートのコピー</td> </tr> <tr> <td>在留カードのコピー</td> </tr> </table> <p>顔写真付きの身元確認書類をお持ちでない場合は、年金第二課支給第一係までご相談ください。</p> <p>4. 成年後見人等に選任されたことが確認できる添付書類について 変更する内容や成年後見人等の既登録有無にかかわらず、①～③のいずれかが必要です。 なお、③に該当するのは未成年後見人等に限りです。</p> <table border="1" data-bbox="268 1099 1498 1473"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 登記事項証明書(原本)</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書と審判確定証明書、戸籍謄本もしくは抄本については発行から<u>6か月以内の原本</u>をご提出ください。 ●成年後見人等が数人選出され、事務を分掌している場合、財産管理の方を登録します。成年後見人等の事務分掌を確認するため追加で審判書や公正証書などの提出を求め場合があります。 ●保佐人や補助人の場合は、代理行為目録に年金に関する諸手続きについての記載が必要です。 ●登記事項証明書等と異なる送付先を設定する場合は、送付先を確認できる書類(成年後見人等である弁護士等の会員証や名刺等)が必要です。 ●未成年後見人等の送付先を設定する場合は、送付先を確認できる書類(未成年後見人等の住民票や未成年後見人である弁護士等の会員証や名刺等)が必要です。 </td> </tr> <tr> <td>② 審判書(写し)と審判確定証明書(原本)</td> </tr> <tr> <td>③ 戸籍謄本もしくは抄本(原本) (未成年後見人等の場合に限りです。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●添付書類の原本返却を希望する場合は、同封の原本還付申請書に必要事項を記入し、切手付きの返信用封筒を同封してください。</p> <p>5. 受取金融機関もしくは口座名義を変更する場合の受取金融機関の証明について 届書の「金融機関等の証明」欄に金融機関の証明を受けてください。預金通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人フリガナが記載された部分(例:シガク タロウ セイネンコウケン ニン ベンゴシ シガク ハナコ))を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません。ゆうちょ銀行の通帳の写しについては、「送金機能」有無も確認するため表紙をめくった見開き両面部分を添付してください。(口座名義がカタカナ表記である旨も確認してください。)</p>	個人番号(マイナンバー)を記入する場合	下表3.の成年後見人等の身元確認書類をご提出ください。	基礎年金番号を記入する場合	原則不要です。	1点で確認できるもの	添付時の注意事項	運転免許証の両面コピー	<ul style="list-style-type: none"> ●届書等提出時に有効期限内であることを確認してください。 ●届書等記載の氏名・住所・生年月日と同じであることを確認してください。 ●顔写真・氏名・住所・生年月日の確認ができる部分のコピーが必要です。 ●文字がはっきりと読み取れるようにコピーしてください。 	マイナンバーカードのコピー	住民基本台帳カードのコピー	パスポートのコピー	在留カードのコピー	書類名	注意事項	① 登記事項証明書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書と審判確定証明書、戸籍謄本もしくは抄本については発行から<u>6か月以内の原本</u>をご提出ください。 ●成年後見人等が数人選出され、事務を分掌している場合、財産管理の方を登録します。成年後見人等の事務分掌を確認するため追加で審判書や公正証書などの提出を求め場合があります。 ●保佐人や補助人の場合は、代理行為目録に年金に関する諸手続きについての記載が必要です。 ●登記事項証明書等と異なる送付先を設定する場合は、送付先を確認できる書類(成年後見人等である弁護士等の会員証や名刺等)が必要です。 ●未成年後見人等の送付先を設定する場合は、送付先を確認できる書類(未成年後見人等の住民票や未成年後見人である弁護士等の会員証や名刺等)が必要です。 	② 審判書(写し)と審判確定証明書(原本)	③ 戸籍謄本もしくは抄本(原本) (未成年後見人等の場合に限りです。)
個人番号(マイナンバー)を記入する場合	下表3.の成年後見人等の身元確認書類をご提出ください。																		
基礎年金番号を記入する場合	原則不要です。																		
1点で確認できるもの	添付時の注意事項																		
運転免許証の両面コピー	<ul style="list-style-type: none"> ●届書等提出時に有効期限内であることを確認してください。 ●届書等記載の氏名・住所・生年月日と同じであることを確認してください。 ●顔写真・氏名・住所・生年月日の確認ができる部分のコピーが必要です。 ●文字がはっきりと読み取れるようにコピーしてください。 																		
マイナンバーカードのコピー																			
住民基本台帳カードのコピー																			
パスポートのコピー																			
在留カードのコピー																			
書類名	注意事項																		
① 登記事項証明書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書と審判確定証明書、戸籍謄本もしくは抄本については発行から<u>6か月以内の原本</u>をご提出ください。 ●成年後見人等が数人選出され、事務を分掌している場合、財産管理の方を登録します。成年後見人等の事務分掌を確認するため追加で審判書や公正証書などの提出を求め場合があります。 ●保佐人や補助人の場合は、代理行為目録に年金に関する諸手続きについての記載が必要です。 ●登記事項証明書等と異なる送付先を設定する場合は、送付先を確認できる書類(成年後見人等である弁護士等の会員証や名刺等)が必要です。 ●未成年後見人等の送付先を設定する場合は、送付先を確認できる書類(未成年後見人等の住民票や未成年後見人である弁護士等の会員証や名刺等)が必要です。 																		
② 審判書(写し)と審判確定証明書(原本)																			
③ 戸籍謄本もしくは抄本(原本) (未成年後見人等の場合に限りです。)																			